

米国映画検閲法制覚書

久 保 健 助

第一節 はじめに

本稿では、米国における映画検閲法制の歴史的展開を、主に合衆国最高裁の判例を中心にたどる。米国における法にもとづく映画検閲は、1907（明治40）年のシカゴ市条例¹⁾に始まり、1981（昭和56）年にメリーランド州の検閲委員会が活動を停止したことで終焉を迎えた²⁾。その期間に合衆国最高裁によってなされた重要な関連判決として、次の三判決を挙げることができる。

① Mutual Film 判決³⁾1915（大正4）年。映画の上映は憲法で保障される表現の自由の範囲外であり、州の映画検閲法は連邦憲法及び州憲法に違反するものではない、としたもの。以後37年にわたり先例の地位を維持する。

② Burstyn 判決⁴⁾1952（昭和27）年。映画メディアによる表現行為も憲法の表現の自由保障の保護対象となるとし、その限りで Mutual 判決をくつがえしたもの。なおかつ、「瀆聖的 sacrilegious」な内容という理由での上映禁止を違憲とした。

③ Freedman 判決⁵⁾1965（昭和40）年。表現行為に対する検閲という規制手段が有する弊害（保護されるべき表現行為に及ぼす遅延効果等）に着目し、映画検閲が合憲とされるために必要な手続き的要件を明らかにしたもの。

1) 同条例について、Block v. Chicago, 239 Ill. 251, 87 N.E. 1011 (1909) で、イリノイ州最高裁が合憲判断を下している。

2) See, e.g., *Last State Board Censors Fades Away After 65 Years*, New York Times, June 29, 1981.

3) Mutual Film Corp. v. Industrial Comm'n of Ohio, 236 U.S. 230 (1915)

4) Joseph Burstyn, Inc. v. Wilson, 343 U.S. 495 (1952)

5) Freedman v. Maryland, 380 U.S. 51 (1965)

日本国憲法の下では、制定当初から映画も含め表現の自由はあらゆるメディアにおける表現活動に及ぶ、とされてきた。これに対して、米国では少なくとも1952年まで映画メディアによる表現行為には憲法による表現の自由の保護は及ばないとされてきた。これは、驚くべきことといえよう。日本国憲法が米国の強い影響の下に策定・制定されたこと、日本の表現の自由理論が種々の領域で米国の学説・判例理論に指針を得てきたことなどを考え合わせれば、尚更である。

もっとも、遅くなったとはいえ、すでに1980年代初頭にはその米国でも映画検閲法制は姿を消したのであるから、この領域に関する理論的考察は、歴史的興味を越えた意味を持たないのでないか、と考えるのも自然の理路である。

しかし、米国における映画検閲法制の終焉は少なくとも合衆国最高裁の判断から直接的に導かれたものではない。この点は、日本における検閲論議と比較すると分かり易いかも知れない。すなわち、日本では最高裁が1984（昭和59）年の判決で、憲法は検閲（行政権による事前抑制）を絶対的に禁止しているとの判断を示している。これに対して、合衆国最高裁は数々の機会を得ながら、ついにこれと同様の考え方を示そうとはしなかった。つまり、こと映画メディアによる表現行為に関しては、検閲の絶対的禁止という考え方を探っていないのである。

言い換えると、「憲法に違背しない映画検閲法制の存在」を理論的には留保しているということになる。

合衆国最高裁の立場の背景にはおそらく、次の三つの考え方があるのであろう。すなわち、①「わいせつ」な表現物の取締りについての考え方（わいせつは、数々の検閲基準が諸判決によって淘汰される中で唯一生き残った）、②1931（昭和6）年のニア判決でしめされた「[印刷メディアについて] 検閲が容認されるべき例外的な場合がある」という考え方、そして③映画メディアは他のメディアにない特別な負の力を持つという考え方、である。

①に関しては、日本の学説・判例が米国の学説・判例理論に多くを負うている典型的領域といえようが、②、③については、日本の最高裁判例はもとより、学説上もほとんど支持を得られない考え方と言えるであろう。

表現の自由に関する重要な論点についての今日に続く彼我の差異について考察することには、単なる歴史的興味関心を越える意味がありそうに思われる。

やや具体的に、次のようにいふこともできよう。

日本ではとりわけ札幌税関事件の最高裁判決（最大判昭和 59 年 12 月 12 日）で、行政権による事前抑制（検閲）は絶対的に禁止であるとされて以降、例外的に認められる場合ありとされている司法権による事前抑制に関しては、継続的に議論の展開・深化が進められているのに対し、行政権による事前抑制についての議論は停滞気味と言わざるを得ない。

しかし、現時点の日本にも、公的施設の利用許可や集会やデモ行進への規制などの形で、行政権による事前抑制は厳然と存在している。税関検査にしても、違憲論が大勢を占る学説と検閲絶対禁止の立場をとりつつ同検査は検閲概念の埒外とする最高裁判例との奇妙なバランスの間でほとんど旧来通りに機能し続けている。最高裁による「検閲絶対禁止」の言質を得たからといって、この領域における議論を停滞させることは好ましいことではないであろう。

さて、米国における映画検閲法制の歴史的展開についての先行研究としては、1959（昭和 34）年の奥平康弘「アメリカにおける映画検閲制」⁶⁾があり、Mutual Film 判決以前に遡る映画検閲法制登場の経緯から、Burstyn 判決後の状況に至るまで、精緻な検討・考察がなされている。その後、上記 Freedman 判決が出た際も、奥平による判決全文の翻訳及び判決紹介がいち早く公にされている⁷⁾。しかし、同判決後の経緯について詳報は見られなかった。わずかに 1978 年の戸松秀典⁸⁾による Freedman 判決の紹介記事が（編集上の制約から）コンパクトな形でその後の経緯を紹介しているにとどまり、上記最後の映画検閲が姿を消したことについては、殆ど紹介されることがなかった。

本稿ではまず、上記米国の映画検閲法制史における重要三判決の意義を確認しついで Burstyn 判決により憲法上の保護を受ける存在とされて以降、合衆国最高裁が映画メディアの自由と映画検閲法制との関係をどのように扱ったか、それを知る手懸かりとなる一連の per curiam 判決について略述する。

6) 奥平康弘「アメリカにおける映画検閲制」社会科学研究 10 卷 5-6 号 (1959) [奥平『表現の自由 I』所収]。以下、奥平 (1959) として引用する。

7) 奥平「最近の合衆国最高裁判決 (2) Freedman v. Maryland」判例時報 420 号 (1965) 8 頁、同「フィルム検閲制を布く州法の第一修正の下での合憲性について」アメリカ法 1966・2 号 (1966) [いずれも前掲註 6『表現の自由 I』所収]。

8) 戸松秀典「映画と言論の自由——事前抑制」別冊ジュリスト英米判例百選 I 公法 (1978) 120 頁。以下、戸松評釈 (1978) として引用する。

最後に、Freedman 判決に示された手続要件に沿うべく改正が施された映画検閲法制について合衆国最高裁がその存在を肯定したとみるべき 1974 年のスター判決を紹介する。

これらを素材の一部として用いた検閲・事前抑制に関する判例・学説の日米比較検討については、他日を期することとする。

第二節 米国映画検閲に関する主要三判決

ここでは、米国の映画検閲に関する三つの重要な合衆国最高裁判決の概略について整理する。これら三判決により米国の映画検閲法制史は、概ね三つの時代に分ける事ができる。

Mutual 判決から Burstyn 判決まで期間（1915–1952）は、映画メディアによる表現行為が憲法による保護を受けなかった時代であり、7つの州と 100 とも言われる地方自治体が法律・条例による映画検閲制度を創設・運用していた。⁹⁾ この時期は、合衆国憲法修正第 1 条による表現の自由保障が同 14 条を介して州の法令にも適用されることが合衆国最高裁によって明らかにされる¹⁰⁾以前に始まり、事前抑制の原則的禁止理論の嚆矢ともされる Near 判決¹¹⁾、二つの世界大戦を経て、第二次世界大戦後の冷戦、反共ヒステリーの時期までを包含する。したがって、その社会的様相・思潮は一様ではあり得ない。しかし、大きな方向性としては、従来の政治的・社会的・宗教的権威が相対化されるとともに、表現の自由を含む市民的自由への評価が高まっていた時期といえよう。

Burstyn 判決から Freedman 判決までの期間（1952–1965）は、映画メディアによる表現行為も憲法による保護のもとにあるとされつつ、既存の検閲法制に基づく検閲が実施され続けた時期であった。ただし、既存の検閲法制に置かれていた検閲基準（瀆聖的、不道徳、有害等）の多くに対して、合衆国最高裁が個々の事案において違憲の烙印を押していくった時期でもあった（本稿第三節参照）。

9) Laura Wittern-Keller, *Freedom of the Screen: Legal Challenges to States Film Censorship, 1915–1981* 2 (2008).

10) *Gitlow v. New York*, 268 U.S. 652, 666 (1925).

11) *Near v. Minnesota*, 283 U.S. 697 (1931).

そして、最終的には「わいせつ」という検閲基準だけが生き残った。

Freedman 判決以降は、すべての州および地方自治体において映画検閲法制の運用が停止されるまでの期間（1965-1981）である。この時期には、映画検閲法制を有する州や地方自治体の多くが Freedman 判決（基準）をうけて、制度の廃止に動いたが、メリーランド州をはじめとするいくつかの映画検閲法制は当該判決の基準に沿って内容を改め、なおその維持を図った時期であった。

これら三判決については、上述の如くすでにわが国でも詳細な紹介がなされている。したがって、ここでは事案の概要、問題となった法制度、判決の要点を略説するにとどめる。

① Mutual Film 判決（1915）

オハイオ州の映画検閲法 (the Act of May 3, 1913, 103 Ohio Laws, 399-401) はその 3 項で検閲委員会に、同州内で公に上映・公開される映画フィルムを審査・検閲することを委員会に義務付けていた。同条によれば、フィルムは上映業者に引き渡される前に委員会に提出され、審査を受ける必要があり、この審査には手数料が課せられた。4 項は、検閲委員会の判断と裁量において、道徳的、教育的、あるいは娯楽的で無害な性質を有する映画のみが、当該委員会により認可され承認されるものとする。映画は適切な方法で刻印または指定されなければならないとし、7 項では、委員会の承認を受けない映画を上映した場合にはそのたびに罰金が科せられること、8 項では、委員会の決定に不服のある者には、「決定についての聴聞、審査、変更または取り消しを求める権利を有する」旨が規定されていた。¹²⁾

原告 Mutual Film 社は映画配給業者、すなわち映画製造業者からフィルムを買い入れ、これを映画上映業者にレンタルすることで収益を上げる事業者であった。上記の検閲手数料は通例この配給業者が負担するのであった。

Mutual Film 社の訴えは、この法律の施行を差止める暫定的差止命令 (interlocutory injunction) を求めるものであった。¹³⁾

その理由として概ね三点が主張されているが、その中の 1 つが、当該法律は、

12) 236 U.S. at 239-240, 215 F. 138 の脚注 1 に条文原文あり。

13) *Id.* at 231.

合衆国憲法修正第 1 条及び第 14 条、オハイオ憲法第 1 条第 10 項により保障されている言論および出版の自由を侵害するものであること、であった。¹⁴⁾

奥平は「判決の核心」として次の 3 点を挙げている。「(一) 映画は、意思表現の手段としての性格を持っているにしても、常に悪用される可能性を包蔵し、有害な作用をする傾向があること、(二) それは単なる利益を目的とした企業のものであること、(三) 観客が老幼男女を問わないものであること、……〔こうしたことのゆえに〕映画は憲法上の保障に値しない」。¹⁵⁾

そして、こうした「論点だけをもって、映画検閲制を支持することは、現代のわれわれ……〔として〕は抵抗を覚える」が、1915 年という時代を考えれば、「その当時まだ表現の自由についての憲法問題の重要性が、国民はもちろん、裁判所によってさえも、十分に認識されていなかった時代であるから、一定の社会的害悪の存在と、それから保護されるべき国家的・社会的利益の存在との比較衡量によって、最小限度必要な、効果的な規制手段をもって社会的害悪に対処する、という厳格なアプローチが考えられていなかった。この一般的な憲法状況が、Mutual Film 判決の粗雑さを説明する」と述べている。¹⁶⁾

この判決は、映画検閲法についての合衆国最高裁による判断が示された最初のものであるとともに、その後 37 年間にわたり先例として全米の裁判所を拘束し続けた。

② Burstyn 判決 (1952)

この判決は、Mutual Film 判決の主要部分を明示的に変更し、映画メディアによる表現行為も修正第 1 条によって保護を受ける表現であることを明らかにし、かつ、ニューヨーク州教育法 New York Education Law (同法の一部規定を指して、ニューヨーク州映画検閲法と表現される) にもとづく「瀆聖的 sacrilegious」な内容という理由での上映禁止を違憲と判断した。

14) その他の 2 点について本判決は、当該法律が州際通商に違法な負担を課していること、同法が検閲に関する基準を規定しておらず、それを検閲官及び委員会に委ねていること、であった (*Id.* at 239)。

15) 前掲註 6 奥平 (1959) 234 頁。

16) 同前 235 頁。

Mutual Film 判決は、映画検閲法の執行差止を求める訴訟についての判決であって、特定の映画作品の内容が争われたものではなかったが、Burstyn 判決は、特定の映画についての検閲を巡る争いについて判断したものである。すなわち、映画配給業を営む Burstyn がニューヨク州の映画検閲法にしたがってイタリア映画「Miracle」¹⁷⁾の審査を請求したところ、州教育局映画課 the motion picture division of the State Department of Education により特段の問題なく上映許可がなされた（1950年11月30日）。ところが、当該作品の内容に関するカトリック教会をはじめとする各種団体からの批判・圧力に屈する形で、同作品の瀆聖性を理由に州立大学評議会 the Board of Regents of the University of the State of New York（映画課を含む教育局への監督権限をもつ）によりその許可が取消された（1951年2月16日）。このため、バースティンが当該取消処分の取消を求めたのであった。

ニューヨーク州教育法の規定は概ね次のようなものであった。映画フィルムまたはリールを、州内の有料の娯楽施設においてまたは何らかの事業に関連して上映し、または上映のために販売、賃貸若しくは貸与することは、当該時点で完全な効力を持つ教育局の免許または許可がない限り、違法である。¹⁸⁾

また「[映画] 課の課長または評議員 regents により権限を付与された場合には地方事務所もしくは支局の職員は、本規定に基づき提出されたすべての映画フィルムを速やかに審査させ、当該フィルムまたはその一部がわいせつ、下品、不道徳、非人道的、瀆聖的 obscene, indecent, immoral, inhuman, sacrilegious またはその上映が道徳を腐敗させたり犯罪を扇動する傾向のある性質のものでない限り、その上映許可証を発行しなければならない。当該課長または権限付与を受けた職員が提出されたフィルムを許可しない場合、申請者に対し、拒否理由の書面報告ならびにフィルム全体が拒否されたのではない場合には拒否された各部分の概要を提供しなければならない」¹⁹⁾としていた。

17) 本稿では、事件に関わる個々の映画の詳細については言及しない。米国での検閲に
関わる個々の映画作品についてまとまった記述をしているものとして De Grazia New-
man, Banned Films (1982); Sova, Forbidden Films (2001) 等がある。

18) 343 U.S., at 497.

19) *Id.* at 495, Footnote 1. New York Education Law § 122.

バースティン側は、同法が①言論・出版の自由への事前抑制として合衆国憲法修正 14 条に違反すること、②政教分離保障の侵害及び宗教の自由な実践の禁止として同修正条項に反すること、③「瀆聖的」という用語は法の適正手続を害する程に曖昧で不明確であること、を主張した。²⁰⁾

州立大学評議会による決定についての不服申立を審理する州最高裁控訴部 the Appellate Division²¹⁾は、原告・上訴人の主張をすべて退け、評議会の決定を支持し²²⁾、州最高裁 Court of Appeals は 2 裁判官の反対があったが、原審を維持した (303 N.Y. 242, 101 N.E. 2d 665 (N.Y.1951))。

上告を受理した合衆国最高裁は全員一致で原審を破棄した。同判決は概ね 2 つの部分からなり、1 つは「映画による表現は、憲法修正第 1 条及び同 14 条で保障されている言論及び出版の自由の範囲内に含まれる」ことを述べた部分であり²³⁾、2 つ目は「州は、合衆国憲修正第 1 条及び第 14 条の下では、『瀆聖的』であるという検閲官の結論に基づいて映画フィルム上映への事前抑制をすることはできない」ことである。²⁴⁾

この第一の部分で、より具体的には、次のことが示されている。すなわち、映画が娯楽の提供手段でもあることは、その世論の機関としての重要性を減じるものではないこと、映画が営利的事業であることは修正第 1 条の保障を妨げないこと、映画が他の表現方法よりも高い悪の潜在能力を有することが想定されるとしても、そのことの故に修正第 1 条の保護を受ける資格を否定されたり、実質的に無制限の検閲を受ける可能性は肯定されないこと、である。

そして、その末尾につぎ一文がある。

「Mutual Film 判決の意見における文言が、ここで述べた見解と矛盾する限りにおいて、われわれは最早それに従わない」。²⁵⁾

20) *Id.* at 499.

21) 知られている通りニューヨーク州の裁判所は、最上級裁が Court of Appeals であり、その下に Appellate Division of the Supreme Court がある。本稿では前者を N.Y. 州最高裁、後者を最高裁上訴部と訳出する。

22) 278 App. Div. 253.

23) 343 U.S. at 499-502.

24) *Id.* at 502-506.

25) *Id.* at 502.

上記第二の部分でのより具体的な判示内容は以下の通りである。

憲法はあらゆる種類の映画に絶対的な自由を要求するものではないが、本件においては例外的な規制が許されるべき正当な理由は存しないこと、本件で問題となっているような事前抑制は特に非難されるべき形式の侵害であること、州は「瀆聖的」であってはならないというが如き映画への無制限の抑制的統制力を検閲官に与えることはできないこと、言論及び出版の自由の観点からは、国家は、特定の宗教またはすべての宗教にとって不快な見解からそれらを保護することのうちに、そうした不快な見解の表現への事前抑制を正当化するに足る正当な利益見出すことはできないこと、である。なお、前述したとおりこの判決は全員一致であるが、リード判事とフランクファーター判事の補足意見がある。²⁶⁾

こうして Mutual 判決が支配する時代は去り、映画メディアによる表現行為も憲法による表現の自由の保護対象とされた。しかし、映画検閲に反対する側にも、これを擁護する側にも、ともに釈然としないものを残す判決であったといわれる。²⁷⁾この判決はこの事件で争われた「瀆聖的」という基準に基づく映画検閲を非としたに止まり、映画検閲制一般を否定したものではない以上、「現実にさまざまな州・地方公共団体が維持している検閲制は、当面安泰でありうる」。²⁸⁾反検閲派にとっては、この点に不満が残る。しかし、検閲容認派にとって、「瀆聖的」以外のどのような基準による、どのような形での検閲であれば合憲であり得るのかは不明だったからである。

③ Freedman 判決（1965）

Burstyn 判決以後の諸判決によって、合衆国最高裁は「わいせつ」を除く各種の検閲基準を個々に違憲としていった。その過程については、次節であらためて確認するとして、順序は前後するが、映画検閲史に期を画した三番目の重要判決、Freedman 判決についてまず見ておくことにする。

26) *Id.* at 507 ff.

27) たとえば、前掲註 9 Wittern-Keller 143 頁は、「Burstyn 判決によって映画が解放されたわけではないが、検閲官の無制限の支配は終わった」と表現している。

28) 奥平康弘「映画と言論の自由」別冊ジュリスト英米判例百選（1964）〔前掲註 6『表現の自由 I』所収〕。

この判決は、Burstyn 判決後の諸判決により事実上その目的を「わいせつ」な映画による害悪防止に特化された形となった検閲制度に、さらに手続き面での厳格な要件を求めたものである。すなわち、本来ならば憲法によって保護されるべき（本来、検閲手続により一旦停止を求められるいわれのない）表現行為への、遅延のコストをいかに低減するかという観点からの条件づけである。この判決により、当時なお存在した映画検閲法制の少なからぬ部分が廃止され、更に制度を継続するためには法改正が必要となった。

上述のように、Mutual 事件では具体的な映画作品の内容ではなく、映画検閲法の合憲性自体が問題とされ、Burstyn 事件では、特定の映画に対する特定の検閲基準に基づく処分が問題とされたが、本件は刑事事件であり、先行 2 件と異なる構図をもつものである。

メリーランド州で複数の映画館を経営する被告人 Freedman は、1962 年 11 月に自ら所有する映画館でフランス映画「Revenge at Daybreak」という作品を、審査のために提出せず、無許可のまま上映したため逮捕された。映画の内容はアイルランド内戦を扱ったものであって、法定の手続を踏めば、問題なく上映が許可されたであろうことを州当局も認めている。すなわち、Freedman は、敢えて当該フィルムの提出・審査・許可の手続を踏まずに上映したのである。刑事被告人として裁判を通じて州映画検閲法の違憲性を争う目的であった。Freedman は同州の検閲法が表現の自由を侵害するものであり、違憲である旨主張したが、州の下級審裁判所 (the Circuit Court for Baltimore City) はこの主張を退け、有罪判決を下し、上訴を受けた州最高裁 (the Maryland Court of Appeals) は同判決を支持した。²⁹⁾

メリーランド州の映画検閲法の関係条文は次の通りである。

「メリーランド州において、映画フィルムまたは映像を販売、賃貸、貸与、上映または使用することは、当該フィルムまたは映像の取次業者、所有者、または賃借人により提出され、メリーランド州検閲委員会 State Board of Censors に

29) メリーランド州の最上級審裁判所は、the Maryland Court of Appeals であったが、2022 年の州憲法改正により、同 12 月に the Supreme Court of Maryland と改められている。https://msa.maryland.gov/msa/mdmanual/29ap/html/aph.html (最終閲覧 2025 年 8 月 27 日)

より正式に承認され、許可されない限り、違法とする」。³⁰⁾

「(a) 委員会 Board による映画の審査、承認、不承認—— 委員会は、メリーランド州内で上映または使用されるすべての映画または映像を審査しまたは審査を監督し、道徳的で適切な映画または映像を承認および許可し、わいせつなもの、または委員会の判断により、道徳を堕落させ、腐敗させ、犯罪を誘発する傾向のあるものを不許可とする……」。³¹⁾

合衆国最高裁判決の Brennan 判事による法廷意見はまず、上訴人による当該州検閲法を違憲とする主張を州最高裁が、合衆国最高裁の Times Film (1961) 判決³²⁾を援用して退けた判断を否とする。Times Film (1961) 判決は、およそいかなる内容の映画であれ、少なくとも一度は制限なしに上映する権利がある、という主張を否定したに過ぎず、同判決を以てシカゴ市の映画検閲条例という個別の法を合憲とする根拠にはならないとする。

Freedman の複数の主張のうち、合衆国最高裁が取り上げたのは、次の論点であった。すなわち、「当該〔検閲の〕仕組みは、司法審査が非常に限定的でかつ遅々としたものであることを許す制定法上の文脈において機能しており、それゆえに当該メリーランド州法は、検閲官の行為を司法的に決定された憲法上の枠内に限定するための十分な保護措置に欠けており、したがって、行き過ぎた行政裁量を委任する法律と同様の欠陥を内包している」。³³⁾

この主張について、先例を引用しつつ、判決は次のように言う。「表現に対する事前抑制の制度はすべて、その合憲性についての強い疑義の推定をもとつて、本法廷に現れる」。³⁴⁾「修正第1条の下では、……州がわいせつな性に関する手続を採用する場合に、それが憲法によって保護される言論に及ぼす可能性のある効果に無頓着である自由がある、ということはできない」。³⁵⁾

30) 1957 Md. Ann. Code, Art.66A, § 2 (380 U.S. 51 Footnote1).

31) *Id.* § 6 (380 U.S. 51 Footnote2).

32) Times Film Co. v. Chicago, 365 U.S. 43 (1961). 後出の 1957 年の同名の判決 Times Film Co. v. Chicago, 355 U.S. 35 (1957) との混同を避けるため、本稿では便宜上、後者を Times Film (1957) 事件、前者を Times Film (1961) 事件と表記する。

33) 380 U.S., at 57.

34) Bantam Books, Inc. v. Sullivan, 372 U.S. 58, 70 (1963).

35) Marcus v. Search Warrant, 367 U.S. 717, 731 (1961).

そして次のように続ける。「映画についての検閲制度の執行は、憲法によって保護される言論に対して特殊な危険を伴っている。わいせつ性に関する刑事訴追と異なり、検閲手続における手続開始の責任は、フィルムの上映者または配給者に負わされている。検閲官の仕事はまさしく検閲することにあるのだから、表現の自由に内在する憲法上の諸利益についての感覚は、裁判所——統治機構において独立した——に比べて鈍いかも知れない、という危険が介在する。もし、遅延その他の理由により、司法審査を求めることが著しく困難となる場合、検閲官の決定は、実質的に最終的なものとなる可能性がある」。³⁶⁾

こうした思考の経路をたどって、判決は「検閲当局にフィルムの提出を命ずる非刑事手続が憲法上の欠陥を回避」するために必要な、「検閲制度に内在するさまざまな危険をもたらさないよう工夫された手続上の保障」を明らかにする。

これが、「(一) 当該フィルムが憲法上保護されていない表現であることを挙証する責任は検閲官に課せられなければならないこと、(二) 憲法上保護されないフィルムの上映を防ぐ有効な手続としてあらゆるフィルムの事前提出を州は命ずることはできるにしても、その制度は、フィルムが憲法上保護されるものであるかどうかに関する検閲官の決定に事実上最終的効果を与えるようなやり方で運用されてはならないこと、(三) 司法上の最終決定が迅速に求められること」であった。³⁷⁾

こうして同判決は、問題のメリーランド州の映画検閲の仕組みは、憲法によって保護される表現への不当な抑制に対する十分な保護措置をとっておらず、この点からして同法による委員会へのフィルム事前提出要求は無効な事前抑制となる、と結論したのであった。³⁸⁾

この判決を受けて映画検閲制を廃止した州や地方自治体もあるが、メリーランド州をはじめとするいくつかの州・地方自治体は間もなく、適切な手続を模索する法令の改正作業に着手した。判決は、上記三基準を具現するものとして「どのような手続上の保障を加えることが必要か、あるいは、……そのような手直しをするかどうかは、言うまでもなく州〔ないし地方自治体〕の決定すべきことがら

36) 380 U.S. 51, 57-58.

37) 前掲註 8、戸松 1978 p. 120。

38) 本判決には、ダグラス判事（ブラック判事が同調）の補足意見がある。

である」としており、法改正のデザインは、各州・地方自治体に委ねられることとなつた。³⁹⁾

第三節 per curiam 判決による「各個擊破」

この節では、前節末の Freedman 判決から一旦 Burstyn 判決の時点に戻り、両判決間の経緯を知るための材料を列記する。これらの判決群によって、各州、地方自治体の映画検閲法制における各種の検閲基準が「わいせつ」を除いて、次々に違憲とされて行つた。しかし他方で、いずれの事件も「映画検閲制度そのもの」を違憲と断ずることが可能な場であったにもかかわらず、ついにそうした判断はなされなかつた。(おそらく「逆に」と言うべきであろうが) 1961 年には、これらの判決群における沈黙を破つて、「映画検閲の存在可能性」を肯定的に語つたとも評価できる Times Film (1961) 判決が現れる。

これらの判決群については、いずれも多数意見が示されない per curiam 判決⁴⁰⁾であることもあり、原審の内容をふくめ、詳細な検討をなすべきところである。しかし、現時点ではその作業は十分になしきれていないため、已むを得ず各判決をインデックス風に並べて、若干のコメントを付するにとどめざるを得ない。

まず、合衆国最高裁により、Burstyn 判決の 1 週間後 1952 年 6 月 2 日に、映画「Pinky」に関する Gelling 判決⁴¹⁾が下される。問題となつたのは、テキサス州マーシャル市の映画検閲基準「市民の最善の利益に有害であるような性質のもの such character as to be prejudicial to the best interests of the people of

39) 前掲註 9、Wittern-Keller 232 頁は、Times Film (1961) 判決後、Freedman 判決迄の間に生じた合衆国最高裁判事の異動が、検閲反対派に有利な状況をもたらすのではないかとの期待が、一部にはあった旨を述べている。Whittaker 判事と Frankfurter 判事 (Times Film (1961) の多数派) が引退し (前者 1962 年 3 月、後者同年 8 月)、代わりにリベラル派の Goldberg 判事と普段はリベラル派の White 判事が就任したためである。

40) 小山貞夫『英米法律語辞典』(研究社・2022) には「裁判所により [よる]、全員裁判官 (一致) により [よる] (by the court) 《無記名の判決・意見についてい……》とある。

41) Gelling v. Texas, 343 U.S. 960 (1952). 原審は、247 S. W. 2d 95 (1952)。本件については、前掲、奥平 I 299 頁以下参照。

said City」の適用であった。同判決は、Burstyn 判決と Winters v. N.Y., 333U.S. 507 の参照を求めて、上映不許可を支持した州最高裁判決を破棄した。フランクファーター判事とダグラス判事がそれぞれ同意意見を付している。

per curiams 判決一般については、以下のように言われている。非常に簡単に解決できる事件、裁判官の間で意見が分かれることも複雑なこともないため、裁判所のどのメンバーでも起草できる簡潔で率直な意見を述べるだけでよく、裁判所のどのメンバーも署名する必要はないという意味合いで使われていたが、1930 年代に反対意見が添付された per curiam が登場して以来、以前ほど単純ではなくなった。1950 年代と 1960 年代には、裁判所による per curia decision 判決は、厄介な詳細を避けながら、物議を醸す問題や緊急の案件に対処するための選択肢となつていった。⁴²⁾

次に、合衆国最高裁は 1954 年 1 月 18 日に、一般に Superior Films 判決⁴³⁾と称される判決を下すが、これは以下の二つの事件を併合審査したものである。ひとつは、ニューヨーク州で映画「La Ronde」に関し、州法の検閲基準「不道徳 immoral, would tend to corrupt morals」が問題とされた Commercial Pictures 事件⁴⁴⁾。もう一つが Superior Films 事件であって、オハイオ州で映画「M」に関し、州法の検閲基準「無害 harmless」が問題とされたものである。合衆国最高裁は、同判決で Burstyn 判決のみの参照を求めて、上映不許可を支持した両州最高裁判決を破棄した。

続いて、合衆国最高裁は翌 1955 年 10 月 24 日に、Holmby 判決⁴⁵⁾を下す。これは、カンザス州で映画「The Moon is Blue」に関し、州法の検閲基準「わいせつ、卑猥、不道徳、道徳を堕落させたり腐敗させる傾向 obscene, indecent,

42) Wittern-Keller, *Supra* note 9, at 165. 同所は以下の参考を求めている。The Road to Bush v. Gore: The History of the Supreme Court's Use of the Per Curiam Opinion, 79 Nebraska Law Rev. 517, 519-20.

43) Superior Films v. Department of Education, (1954). 原審は 112 N.E. 2d 311 (1954)。本件については、前掲、奥平 I 303 頁以下参照。

44) Commercial Pictures Corp. v. Regents of the University of the State of New York. 原審は、113 N.E.2d 502 (1953)。

45) Holmby Productions, Inc. v. Vaughn, 350 U.S. 870 (1955). 原審は、282 P. 2d 412 (1955).

and immoral or such as tend to debase or corrupt morals」が問題とされたものである。合衆国最高裁は、この判決で *Burstyn* 判決と *Superior Films* 判決の参照を求めて、上映不許可を支持した州最高裁の判決を破棄した。

最後は、1957年11月12日に下された、*Times Film* (1957) 判決⁴⁶⁾である（この判決については、1961年の同名の重要判決、前出365 U.S. 43と混同しないよう注意が必要である）。ここでは便宜的に1957年判決を *Times Film Co.* (1957) 判決と呼ぶことにする。これは、フランス映画「The Game of Love」に関し、イリノイ州 Chicago 市条例の検閲基準「わいせつ」が問題とされたものである。合衆国最高裁は、この判決で *Alberts v. California* 判決⁴⁷⁾の参照を求めて連邦控訴裁の判決を破棄した。この判決において、Burton 及び Clark 判事は、上告許可請求に応じるべきではなかった旨の反対意見を付している。

第四節 フリードマン判決の効果 —改正メリーランド州映画検閲法

1. *Trans-Lux* 判決

前述のように *Freedman* 判決は、従来の映画検閲法には備えられていない厳格な手続き的条件を設定した。同判決により、いずれの州・地方自治体も映画検閲を続行するためには法律の改正が必要とされることになった。

そのことを明らかにする合衆国最高裁判決が *Freedman* 判決の2週間後に下されている。前年3月の判決で N.Y. 州最高裁は、映画「A Stranger Knocks」を上映不許可とした同州検閲委員会の判断を支持する判決を下していた⁴⁸⁾。

これを覆したのが⁴⁹⁾ *Trans-Lux Distributing Corp. v. Board of Reagents University of New York* 判決であった。⁴⁹⁾ そして、この判決もまた per curiam 判決であった。参照を求められているのは、*Freedman* 判決のみであった。合衆国最

46) *Supra* note 32. 原審は、244 F. 2d 432 (1957).

47) *Alberts v. California*, 355 U.S. 852 (1957).

48) *Trans-Lux Distributing Corp. v. University of New York*, 198 N.E. 2d 242 (1965).

49) 380 U.S. 259 (1965).

高裁は、Freedman 基準に判例としての第一歩を踏み出させたのであった。そして映画検閲制度それ自体を違憲とする判断を示すことは、またしてもなかつた。

メリーランド州議会の対応は、この判決よりも早く、Freedman 判決からわずか三日後には、同判決が示した線に従った改正に着手したといわれる。⁵⁰⁾

改正されたメリーランド州映画検閲法 (Code, Article 66A, § 19) は、次のように規定した。

審査及び許可のために委員会に正式に提出された映画は、「委員会が第 6 条の規定に基づき当該映画を不承認としない限り、5 日以内に審査され承認されなければならない」。不承認の場合、委員会は「その後 3 日以内に、当該映画が第 6 条の定義においてわいせつなものであるか、道徳を堕落させる傾向があるか、犯罪を煽るものであるか否かの司法判断をボルチモア市巡回裁に請求しなければならない」。同巡回裁判所は、申請提出後 5 日以内に審理を実施し、当該映画を視聴した上で、審理終了後 2 日以内に「当該映画を承認しかつ許可するか、本法第 6 条の規定に違反する場合は不承認とする旨の判決及び命令を下さなければならない」。そして、「当該映画が承認されかつ許可されるべきでないことを立証する責任は、委員会に帰する」旨が付け加えられた⁵¹⁾

上記の如く合衆国最高裁で N.Y. 州に勝訴した Trans-Lux 社は、その余勢を駆ってというべきか、同じ「A Stranger Knocks」を引っさげて、この改正 M.D. 州映画検閲法に挑戦してきた。州検閲委員会は、改正法の手順を踏んで対応した。検閲委員会の不許可決定を審理した Baltimore 市巡回裁は、委員会の判断を支持し、事件は州最高裁で争われることとなつた。この時点までは改正法の想定通りの進捗であった。しかし、同法は州最高裁での審理については期間の限定を付していなかつた。このため、州最高裁判決が下されたのは、審査請求の時点から 2 ヶ月半となり、法文上想定されていた 15 日間を大幅に上回つていた。

しかし、同州最高裁は、改正検閲法を違憲とする Trans-Lux 社の主張を退けた。その一方で、当該映画をわいせつとした判断についてはこれを肯じなかつた。事件はいわば両者痛み分けの形で終結した。⁵²⁾

50) Wittern-Keller, *Supra* note 9, at 248.

51) Trans-Lux Distributing Corp. v. Maryland State Board of Censors, 240 Md. 98, 102-103 (1965).

2. メリーランド州のその後

Freedman 判決以後も 15 年以上にわたってメリーランド州の映画検閲制度は維持されて行く。⁵³⁾メリーランド州の改正映画検閲法は、Trans-Lux 判決以降も、1981 年の委員会消滅までにさらに 15 件の挑戦を受けた。⁵⁴⁾

そのうちの一つは、Russ Meyer 監督の「Lorna」に関する件である。この事件はわいせつを理由とする上映不許可を巡るものであった。州最高裁の判決 Dunn v. M. D. Board of Censors (240 Md. 249 (1965)) は、審査申請者側の勝訴となったが、その理由は、委員会側が当該映画のフィルム以外にワイセツ性を証明する証拠を法廷に提出しなかったからであった。⁵⁵⁾

続く「Dirty Girls」に関する不許可事件でも、州最高裁は、わいせつ性についての「裏付け証拠なしのボードの判断は支持できない」として審査申請者勝訴の判決を下した。⁵⁶⁾

映画「This Picture is Censored」に関する不許可事件は異なった経緯を辿った。最終的には 1966 年 2 月に州最高裁判決が下るのであるが、当初、当該映画をワイセツと判断した委員会側は事件を、陪審裁判が行われる州中間上訴裁判所 the Court of Common Pleas に送ったのである。同裁判所は異例なことながら、裁判長の指揮により陪審候補者たちに当該映画についてのアンケートを実施した。殆どがわいせつに非ずという回答であったにもかかわらず、当該映画をわいせつとする判決が下された。上訴を受けた州最高裁は事件を差し戻したが、州中間裁判所は再びわいせつ判断を下す。再度の上告審において州最高裁が慎重審議の末に原審を覆したのは 1966 年 2 月のことであった。⁵⁷⁾ 上映許可申請がなされた前年 10 月からやうに 3 ヶ月が経過していた。

この時期になると、検閲廃止を目論む政治的動きも活発化してきたようである。

52) Laura Wittern-Keller, The Censors Who Wouldn't Quit, Maryland Historical Mag. Vol. 110, Issue 3 371, 379 (2015).

53) *Id.* at 382. この時点で検閲法制を維持していたのは、Memphis、Dallas、Chicago およびその他の比較的小さな自治体であった。

54) *Id.* at 383.

55) 240 Md. 249 (1965). *Id.* at 383.

56) Leighton v. M. D. B. of Censors, 242 Md. 705 (1966)

57) Hewitte v. M. D. B. of Censors, 243 Md. 547 (1966)

たとえば、1968年には州知事 S. T. Agnew が検閲委員会の廃止を要求したり、検閲官に給与面での搖きぶりをかけたりという事態も生じていた。また、上映不許可処分を支持する Baltimore 市巡回裁の判決が上訴されると、州最高裁は殆ど例外なく原審を覆し続けた。⁵⁸⁾

これらの裁判の争点はもっぱら映画のわいせつ性の有無であって、「審理遅延」の違憲性を主張するものはむしろ例外的であったという。⁵⁹⁾

第五節 M.D. 改正映画検閲法は、合衆国最高裁の承認を得たのか。

1. I'm Curious (Yellow) の一件——微妙な結末

話を Freedman 判決後に戻そう。スエーデン映画「I'm Curious (Yellow)」(1967) は、メリーランド州司法長官に「これを取り締まることが出来ないのであれば、検閲制度は不要である」と言わしめた作品である。⁶⁰⁾

メリーランド州の検閲官は、上映審査請求に対し直ちに上映不許可の決定をなした。Baltimore Sun 紙によれば、配給会社 Grove Press 社はこの裁判で同州の検閲委員会廃止を目論んでいたという。⁶¹⁾ Baltimore 市巡回裁判所は双方の証人の証言を聞いた上で、検閲委員会のわいせつ認定を支持する判決をなした。⁶²⁾

州最高裁は、先行の諸判決の傾向からすれば、「驚くべきこと」であったが、当該映画をワイセツと判断した（反対意見あり）。⁶³⁾しかし、この判断は 1969 年時点での合衆国最高裁のわいせつに関する基準、すなわち 1957 年のロス判決⁶⁴⁾で示された基準（コミュニティの大半の規範から外れていても、少なくとも何らかの社会的価値を有していれば保護対象となる）を無視したものであった。下

58) Wittern-Keller *Supra* note at 385, note. 61.

59) *Id.* at 387, note. 68. 255 Md. 528 (1969).

60) 税関でわいせつと判断されたが、連邦裁判所はこの判断を覆した。*Id.* at 387.; Sova, *Supra*. note 17, at 151.

61) Wittern-Keller *Id.* at 388, note 72.

62) *Id.* at 388, note 76. Baltimore Sun, 1969 Aug 1, 1969.

63) Wagonheim v. Maryland State Board of Censors, 255 Md. 297 (1969).

64) Roth v. United States, 354 US 476 (1957).

級裁判所が検閲委員会の不許可判断を支持し、その判断を州最高裁が覆す、という長らく続いた基本形が、この事件では違えられた。そして事件は、合衆国最高裁への上告を認められた。Freedman 判決から 5 年弱が経過して、ついに合衆国最高裁は映画検閲そのものの違憲性を宣言するのであろうか。あるいは、映画だけは他のメディアと異なってわいせつ取締りのための事前抑制が許されるという、その理由が明らかにされるのであろうか。

広い合衆国の一隅に僅かに残った映画検閲制度の存廃は、すでに世間一般からはさほどの興味を持たれなくなってしまっていたようではある。しかし関係者にしてみれば、映画の自由ないし映画検閲の命運がこの判決によって決せられるのではあるまいかと、関心はいや増していたという。

判決は、原審支持と不支持が各 4 名の同数となった。反検閲の急先鋒であるブラック判事が、グローブ社との利益相反の可能性から不参加だった。この場合、合衆国最高裁の慣例により、原審を維持することとなる。判決文は次の通りであったが、仮にブラック判事が参加していれば、原審支持にまわる可能性は無きに等しかったであろう。

PER CURIAM. / The judgment is affirmed by an equally divided Court.
/ MR. JUSTICE DOUGLAS took no part in the consideration or decision
of this case.⁶⁵⁾ [/ は原文では改行]

したがって「I'm curious (Yellow)」について、同映画がわいせつな内容であることを理由として上映不許可としたメリーランド州検閲委員会の判断を支持した州最高裁の判断が、合衆国最高裁によって肯定されることになる。当該判断が肯定されるということは、その前提となる改正映画検閲法が肯定された、少なくとも違憲の烙印を押されなかつたことを意味する。

ただし、同じく合衆国最高裁の慣例によれば、こうした意見同数の判決は合衆国最高裁の判例としての先例性を有しないとされているし、判決が per curiam

65) Grove Press v. M.D., 401 U.S. 480 (1971). なお、意見が同数に割れた場合について、参照、Justin Pidot, Tie Votes in the Supreme Court, 101 MINN. L. REV. 245 (Nov. 2016); John P. Frank, Conflict of Interest and U.S. Supreme Court Justices, 18 AM. J. COMP. L. 744 (1970).

の形式をとっているため、賛否いずれの意見についても具体的なところは不明なのであった。⁶⁶⁾

2. ピープショーに関する一件

ピープショートは、「コイン式ブースで鑑賞する 16 ミリフィルムのポルノ映画」⁶⁷⁾、あるいは、「成人向け映画の一部を上映するコイン投入式視聴機」⁶⁸⁾などと説明されている。メリーランド州においては、そうした機器で上映される映画についても、映画検閲法の対象とされていた。

このピープショーをめぐる検閲事件が、合衆国最高裁の判決を得ている。Star v. Preller 事件である。⁶⁹⁾

事件の経緯は次のようなものである。上告人であるスターが経営する店舗の一部にはピープショウが設置されており、当該店舗の店長は無許可での映画上映の廉で逮捕され、映画が押収された。この一件を受けて、経営者である S が「州法の許可要件は連邦憲法修正第 1 条及び 14 条で保護された自由を侵害するものである」として同要件の施行の差止めを請求したのが本件である。

この請求に対し、1972 年にメリーランド連邦地裁 (United States District Court for the District of Maryland) は、Freedman 判決で合衆国最高裁により違憲とされたメリーランド州の旧映画検閲法の欠陥は、その後の法改正によって是正されているとの判断を示した。⁷⁰⁾これに対して、スターが合衆国最高裁に上告したところ、同裁判所は、わいせつに関する新たな判断基準を示した 1973 年 6 月 21 日の Millor v. California 判決⁷¹⁾及びそれに連なる合衆国最高裁の諸判決を参照しての再審理をなすべく、事件を連邦地裁に差し戻した。これが同年 6

66) 前掲註 8 戸松評釈 (1978) 121 頁は、メリーランド州の改正映画検閲法について「この改正法については合憲の判決がなされている」として、メリーランド州最高裁の 2 判決とともに、Grove Press 判決の参考を乞うているが、やや詳しく立ち入れば叙上の通りの微妙な判決である。

67) Wittern-Keller 2008, *Supra.*, note 9 at 266.

68) Star v. Preller, 375 F. Supp. 1093, 1094 (1974).

69) Al Star v. Preller, 419 U.S. 956 (1974).

70) Star v. Preller, 352 F. Supp. 530 (1972).

71) 413 U.S. 15 (1973).

月 24 日の判決であった。⁷²⁾

これを受けた差戻し審判決が、本件の原審となる 1974 年 5 月 14 日の *Star v. Preller*, 375 F. Supp. 1093 (1974) である。同判決の冒頭でメリーランド連邦地裁は、本件では「押収された映画がわいせつであるかどうか」という点は扱われていない、という点に注意を喚起した。争点は「映画の上映前の審査及び許可に関する……法制度が、申立人の権利を侵害しているかどうか」だったというのである。押収された映画のわいせつな性が問題となつておらず、しがたって、従来のわいせつ基準の適用自体がなされていない以上、*Millor v. California* 判決による合衆国最高裁のわいせつな性判定基準変更は、前記 1972 年判決には何ら影響はない、というわけである（もっとも、同地裁は合衆国最高裁が差戻しにあたつて参考を求めた個々の判決につき、本件との関連可能性を逐一検討している）。しかして、本来の論点に戻れば、前記 1972 年判決を変更する必要は認められず、再び原告の請求は退けざるを得ない、と結論された。

これを受けた合衆国最高裁の *Star v. Preller* 判決⁷³⁾は、法廷意見を示さず、原審を維持する旨が示されているにとどまるが、ダグラス判事とブレナン判事（スチュワート判事とマーシャル判事が参加）の反対意見が付されている。

ダグラス判事は予て主張の「いかなる形態の検閲も、それがどれほど迅速かつ効率的であつても憲法上許されない」という立場を堅持した。したがつて、フリードマン判決を受けて修正を施されたメリーランド州映画検閲法もまた許されないとされる。反対意見のなかでダグラス判事は次のように言つている。

「検閲官によってなされた自らに不利な決定と闘うための費用と遅延とは、自由で開かれた表現に対する非常に現実的な抑止力となる。その結果、その内容が検閲官の注意を引き、あるいはその怒りを招く可能性のあるアイディアを公にしようとする意欲すら失われることになる。さらに、検閲官が制裁を事前に科すことで、刑事訴追後に発動される権利章典の保護措置はすべて回避される。メリーランド州の制度には陪審による裁判を受ける権利は存在せず、合理的な疑いを超える立証も要求されない。」

ダグラス判事のこのような、検閲は絶対的禁止されるべきであるという立場に

72) *Austin v. Meyer*, 413 U.S. 905 (1973) 6/25

73) *Supra* note69.

対して、2 判事が参加するプレナン判事の反対意見は、検閲という規制手段そのものの是非に直接触れていない。

プレナン判事は、パリ・アダルト・シアター I 事件判決⁷⁴⁾で述べた自らの反対意見を引用して次のように言う。「少なくとも、青少年に配布されたり、同意のない成人に露骨にさらされたりしない限り…… [合衆国憲法] 修正第 1 及び第 14 条は、州政府及び連邦政府が、その内容が『わいせつ』であるとして、性的な表現物 sexually oriented materials を全面的に抑制することを禁じている」。加えて、プレナン判事はメリーランド州の映画検閲法におけるわいせつの定義について、それが過度に広範であるため、文面上無効であることは明らかである、とも述べている。

上記のようにプレナン判事の反対意見には二人の判事が参加しているから、単独の反対意見を示したダグラスを含めて 4 判事が反対であり、この判決が 5 対 4 の僅差によるものであったことが分かる。もっとも、僅差とはいえ同判決では、メリーランド州の改正映画検閲法を合憲とする判事が、合衆国最高裁の多数派を形成していたことが明確になった。しかし、またしてもその合憲判断の論理は不明のままに終わった。そしてその機会は再び訪れることなく、その後七年にわたって命脈を保った同州の映画検閲制度も 1981 年に運用を停止され、今日に至るのである。

まとめにかえて

さて、本稿ではここまで、米国における映画検閲法制の歴史について、合衆国最高裁判決を中心に述べてきた。1910 年代半ばから 1970 年代半ばまで 60 年余の歴史である。そのうち 1950 年代末までの部分については、奥平 1959 年論文により詳細緻密な検討がなされている。それは、点在する諸判決を総合して一つの線として描き出す作業であったともいえる。その延長線上にある後続の諸判決については、いくつかの紹介が、いわば点状に残されている感がある。

きわめて雑ばくな本研究ノートの記述ではあるが、この一編により、長きにわたって「合衆国最高裁が映画検閲法制に退場を宣告する場面」が待ち望まれてい

74) Paris Adult Theatre I v. Slaton, 413 U.S. 49, 113 (1973).

たにもかかわらず、ついに果たされないまま、当の検閲法制が姿を消してしまったこと、そして、どう考えてみても諸判決からは、ときにはあと一歩の所まで迫りながら、合衆国最高裁がその宣告を回避していたことが見て取れるだろう。21世紀も最初の四半世紀の終わりにさしかかり、映画も含めたメディアの状況はきわめて大きな変容を遂げてきている。

たしかに合衆国最高裁の映画検閲をめぐる判例動向は、現在の日本の判例及び学説状況からすれば容易には理解し難いものがある。しかし、良きにつけ悪しきにつけ、そこに今日の我々にとって玩味すべき思慮が潜んではいないか。点在する諸判決とその周辺の議論を読みときつつ、ひき続き考えて行きたいと思う。